

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

公益社団法人

小金井市シルバー人材センター

小金井市監査委員



小 監 発 第 5 4 号
令和 6 年 3 月 2 7 日

小金井市長 白 井 亨 様

小金井市監査委員	重 永 邦 敏
同	部 谷 真起子
同	遠 藤 百合子

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 5 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 14 項の規定により通知願います。



小 監 発 第 5 4 号
令和 6 年 3 月 2 7 日

小金井市議会議長 宮 下 誠 様

小金井市監査委員	重 永 邦 敏
同	部 谷 真起子
同	遠 藤 百合子

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、令和 5 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 1 4 項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体：公益社団法人 小金井市シルバー人材センター

対象補助事業：小金井市シルバー人材センター事業費補助金

小金井市高齢者オンライン交流支援事業補助金

主 管 部 課：福祉保健部介護福祉課

3 監査の範囲

令和5年度の小金井市補助金等の支出に係るものを中心とし、必要に応じてその前後とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。なお、監査にあたり、小金井市監査基準に準拠して実施した。

(1) 主管課

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。

エ 補助金等の額算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、交付条件等の変更に際しての手続等も適正か。

オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。

カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申

請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ 補助金等を理由なく繰越していないか。また、その理由は妥当であるか。

オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還(貸付金については、元利金の償還)時期等は適切か。

5 監査期間

令和5年12月1日から令和6年2月6日まで

<実施年月日等>

実施年月日	時間	対象団体・所管部局	場所
令和6年 2月6日(火)	10時～12時	介護福祉課	監査委員室
	13時30分～ 15時30分	公益社団法人小金井市 シルバー人材センター	現地

第2 監査の結果

1 概評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事務に係る出納その他の事務についておおむね適正に処理されていると認められた。

なお、今回の監査において、事務取扱に検討、改善を必要とする事項は見受けられなかった。

2 検討要望事項等

なし

公益社団法人 小金井市シルバー人材センター

1 団体の概要

公益社団法人小金井市シルバー人材センターの目的、業務の範囲等は、次のとおりである。

(1) 目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対して、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する
高齢者のための就業の機会確保及び提供

イ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

ウ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

エ 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営

オ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 事業開始

昭和51年10月21日 小金井市高齢者事業団として発足

昭和55年12月 1日 社団法人シルバー人材センター小金井市高齢者事業団

平成 2年 7月 2日 社団法人小金井市シルバー人材センター（名称変更）

平成23年 4月 1日 公益社団法人小金井市シルバー人材センター

(4) 組織（令和6年1月現在）

役員として、会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事10名、監事2名が置かれている。職員は、センター本部に正規職員6名（うち1名は事務局長で常務理

事と兼務)、嘱託職員 3 名、臨時職員 3 名が従事している。

(5) 受託事業収入（令和 4 年度）

4 億 4, 4 2 7 万 4, 5 4 3 円

市事業の受託分 2 億 2, 7 1 5 万 7, 3 4 5 円

(6) 団体への補助

ア 小金井市シルバー人材センター事業費補助金

市は、小金井市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱に基づき、令和 4 年度に 5, 4 1 4 万 1, 0 0 0 円の補助金を交付している。令和 5 年度の予算額は、5, 4 7 4 万 1, 0 0 0 円である。

イ 小金井市オンライン交流支援事業補助金

市は、小金井市オンライン交流支援事業補助金交付要綱に基づき、令和 4 年度に 9 9 万 9, 8 3 7 円の補助金を交付している。令和 5 年度の予算額は、1 3 2 万円である。